



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 36 2007年02月01日

欧州特許条約(EPC)施行規則の改正について

今般、欧州特許条約(EPC)2000年法が2007年12月13日に発効することになっています。
それに伴い、2000年法による施行規則が2006年12月07日に採択され公表されました。
欧州特許条約非加盟国からの出願にとっては極めて重要な改正点を次の通りお知らせ致します。

記

1. 欧州特許庁の3つの公用語(英語、フランス語、ドイツ語)以外の外国語明細書をもって欧州特許出願を行った後に、その外国語明細書に対応する何れかの公用語翻訳版を欧州特許出願日から2ヶ月以内に提出することにより、その欧州特許出願日を確保できるようになる。
2. 優先権証明書の公用語翻訳版については、審査官から要求がない限り、提出は不要となる。

以上

(情報提供 : Muller - Bore & Partner)